

【新旧の原料費調整制度の比較】

		新制度	旧制度
料金反映の仕組み	調整頻度	毎月	四半期毎
	平均原料価格	料金適用月の5～3ヵ月前の3ヶ月平均	料金適用期間の2四半期前の3ヵ月平均
非調整バンド		廃止	平均原料価格の変動が基準平均原料価格±5%の範囲内にある場合は原料費調整を行わない
上限バンド		現行どおり	平均原料価格が上限価格（基準平均原料価格×1.6）を上回った場合には、上限価格を平均原料価格とする

【平均原料価格の料金への反映方法】

月	平成20年 ←						平成21年				⇒ 新制度			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
旧制度	平均原料価格(旧制度)			}			料金反映							
				平均原料価格(旧制度)							料金反映			
新制度				平均原料価格(新制度)							料金反映			
							平均原料価格(新制度)				料金反映			
							平均原料価格(新制度)				料金反映			
							平均原料価格(新制度)				料金反映			

【平成21年5月検針分以降のガス料金について】

$$\text{ガス料金 (円/月)} = \text{基本料金 (円/月)} + (\text{基準単位料金 (円/月)} + \text{単位料金調整額 (円/m}^3\text{)} + \text{移行措置等}^{\ast 1}\text{ (円/m}^3\text{)}) \times \text{使用量 (m}^3\text{)}$$

※1：「移行措置等」の内訳（税込）

		21年1月～3月	21年4月	21年5月～22年3月
移行措置 ^{※2}		—	—	+0.99円/m ³
※3 激変緩和措置	供給約款及び 家庭用選択約款	▲2.64円/m ³	+0.98円/m ³	+0.98円/m ³
	業務用選択約款	▲2.64円/m ³	+0.60円/m ³	+0.60円/m ³

※2：移行措置

新制度への移行に際し、平成20年10月～平成21年1月の原料価格の一部が料金に反映されなくなることから、省令の定めに基づき、平成21年5月～平成22年3月検針分のガス料金に加算

※3：激変緩和措置

平成20年11月5日に経済産業大臣により認可を受けた特別供給条件（激変緩和措置）に基づき、平成21年1～3月のガス料金原料費調整単価を75%に圧縮し、平成21年4月～平成22年3月検針分に平準化して加算